



1

# 船橋市文化振興基本方針

## 文化芸術振興の意義（文化庁より）

1. 豊かな人間性をかん養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。
2. 他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。
3. 新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現する。
4. 科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。
5. 文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

## 文化芸術基本法、文化芸術推進基本計画の経緯について

年	内容
H13	「文化芸術振興基本法」制定
H14	文化芸術の振興に関する基本的な方針
H19	〃 (2次)
H23	〃 (3次)
H27	〃 (4次)
H29	「文化芸術基本法」に改正 ※地方公共団体に計画策定の努力義務
H29	(船橋市文化振興基本方針)
H30	文化芸術推進基本計画
R4	(船橋市文化振興基本方針 (第2次) →R8年度まで)
R5	文化芸術推進基本計画 (第2期)
R7	(船橋市文化振興基本方針 (第3次) 策定スタート)

# 文化芸術振興基本法(H13.12.7公布)

- ◆ 文化芸術の振興にあたり、「文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない」等の基本理念(第2条)を示した。
- ◆ 国と地方公共団体の責務を示した。  
⇒「(第4条)地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」
- ◆ (第8～34条)芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、レコード、文化財など、文化芸術の振興に関する基本的施策を示した。

## 文化芸術基本法（H29.6.23改正）

- ◆ 文化・芸術だけの振興にとどまらず、観光やまちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して、総合的な文化政策を推進する（基本理念第10項）ため、「振興」の2文字を削除した。
- ◆ 文化芸術団体の役割が新たに規定された。  
（第5条の2）「文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。」
- ◆ 地方公共団体は、国が策定する文化芸術推進基本計画を参酌し「地方文化芸術推進基本計画」を策定する努力義務が規定された。  
（第7条の2）

# 文化芸術の範囲（文化芸術基本法より）

## ▶ 芸術の振興

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊

## ▶ メディア芸術の振興

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

## ▶ 伝統芸能の継承及び発展

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

## ▶ 芸能の振興

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

## ▶ 生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等

## ▶ 文化財等の保存及び活用

有形及び無形の文化財

## ▶ 地域における文化芸術の振興等

各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

## 第2次文化振興基本方針の概要(基本方針)

	基本目標	内容
1	気づき始まる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化・芸術に関する情報を広く把握する。</li> <li>● 情報発信により、船橋の文化への関心を高める。</li> <li>● 身近な場所で文化に気軽に触れる機会を増やす。</li> </ul>
2	学び楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが文化に親しめるような機会や場を充実させる。</li> <li>● 地域における文化活動を支援する。</li> <li>● 魅力ある文化事業を推進する。</li> </ul>
3	育みつながる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 船橋の歴史、自然や文化を学ぶ機会を充実させる。</li> <li>● 「ふるさと船橋」を大切にする気持ちを育む。</li> <li>● 文化の担い手を育て、持続的に地域の魅力を高める。</li> </ul>
4	活かし伝える	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民自らが文化の発信者となるように支援する。</li> <li>● 船橋の文化を市民の宝として市内外に伝えていく。</li> <li>● 船橋の文化資源を保護し、未来につないでいく。</li> </ul>

「文化でつなぐ 人・まち・未来」、幅広い分野との連携、めざすべき姿など、1次方針を継承しつつ、4つの基本目標を設定。

めざすべき姿

市民が文化・芸術に触れ、「ふるさと船橋」に親しみを  
感じる状態

## 第2次文化振興基本方針の概要 (文化振興の推進に向けて)

4つの基本目標をベースに重要となる3つのプログラムを作成した。

	プログラム名称	内容
1	「アートでつながるまち ふなばし」	美術を中心としたアートを通じて人々をつなげる取り組み。市民が日常的にアートに触れる機会を創出し、誰もが参加できる環境づくりを目指す。出張美術展等の開催、子供達とアーティストの交流、学校との連携、デジタルアーカイブ化など、多様な施策を展開する。
2	『ふるさと船橋』を知る	市内に広がる遺跡や地域で継承されている文化財を保護し、将来にわたり引き継いでいくためには、まちづくりに活かしながら地域社会全体で継承していくことが必要。発掘調査などを行い、価値を明らかにし、SNSや動画で積極的に成果を市民に還元していく。
3	2つのプログラムの複合 的な施策の展開	ホール・博物館等の施設が一体となり、「アートでつながるまち ふなばし」・『ふるさと船橋』を知る」、2つのプログラムを複合的に展開することで、「市民が文化・芸術に触れ、『ふるさと船橋』に親しみを感じる状態」の実現を目指していく。

# 本市における文化芸術振興施策について（方針 総合指標）

船橋市を「文化が盛んなまち」だと思う市民の割合（市政モニターアンケート）

## 1次方針 目標

平成27年度 28.8% ⇒ 令和3年度 60%

船橋市を「文化芸術のまち」だと思いますか

	思う	やや思う	あまり 思わな	思わない	思う人 計
平成27年度	5.3%	23.5%	52.3%	18.1%	28.8%

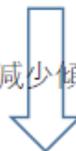
## 2次方針 目標

令和3年度 40.3%（※） ⇒ 令和8年度 60%

船橋市を「市民の文化活動や文化事業に対する取組が盛んなまち」だと思いますか

	思う	やや思う	あまり 思わな	思わない	思う人 計
令和元年度	9.4%	38.0%	43.6%	8.7%	47.4%
令和3年度	9.5%	29.5%	53.3%	7.4%	39.0%
令和6年度	7.3%	31.3%	54.9%	5.9%	38.6%

減少傾向



※第2次方針では、令和3年度の結果について、市政モニターアンケートと市民アンケートの平均値40.3%を適用している。

7～9年度には市民文化ホールの改修工事があり、今後更なる減少が危惧される

## 第2次文化振興基本方針を振り返り（成果）

1. 美術学芸員の配置（平成29年度～）。学芸員による所蔵作品展や出張美術展等の開催
2. 対話型鑑賞教室（小学5年生）の全校実施（令和7年度～）
3. 小中学校で文化芸術鑑賞教室の全校実施（令和7年度～）
4. 若年層向けのツールとして、SNSを通じた情報発信が進展した

## 第2次文化振興基本方針を振り返り（課題）

1. 総合指標の結果が減少傾向
2. 高齢者、障害者、外国人など多様な市民が、文化活動に「参加しやすい」環境の整備が十分とは言えない。
3. 観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業など幅広い分野とのつながりを意識しながら施策を展開しているものの、連携はまだ不十分なため、組織体制の見直しが必要。
4. 「あらゆる人々が文化・芸術活動に参加できる環境の整備」については、については、さらに幅広いアーティスト・団体への支援が必要
5. 次世代の育成として小中学生の体験機会拡充に努めたが、若年層の文化芸術活動の支援も必要。
6. 市民からハード（美術館、音楽ホール等）の整備を求める声が寄せられているが、ハードの整備については触れられていない。